

# 前橋市地域クラブ 前橋アカデミー東VC

## 1. 【目的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

## 2. 【名称】

当クラブは、「前橋市地域クラブ 前橋アカデミー東VC」と称する。その中で、男子チームを「東VC boys」、女子チームを「東VC girls」としてそれぞれ設置する。

## 3. 【クラブ員】

- 1) 当クラブは、バレーボール競技を希望する、市内中学校 1 年生から中学校 3 年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。
- 2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。
- 3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

## 4. 【役員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

代表者（1 名）・・・クラブを代表する責任者

指導者・・・技術指導や練習計画の作成など、活動の全体指導を行う

会計・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う

※役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

## 5. 【総会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年 7 月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

役員を選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認

活動報告及び会計報告、予算案の承認

その他審議事項

## 6. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は前橋市立東中学校体育館とする。

## 7. 【活動日時】

当クラブの活動は、土曜日もしくは日曜日の午前 8 時半から午前 11 時半の 3 時間程度とする。

## 8. 【会費】

当クラブの会費は月 1000 円とし、月初めに会計係が徴収する。

大会参加費など別途必要な際にはその都度集金を実施する。

## **9. 【傷害保険】**

当クラブ加入者全員が「スポーツ安全保険」に加入する。（年会費800円）費用に関しては別途集金とする。

## **10. 【研修】**

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

## **11. 【その他】**

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附則】 本規約は、令和7年6月7日より施行する。